

第1回 滋賀県流域治水推進審議会 概要

1. 開催日時 平成27年10月19日(月) 13:30~16:00
2. 開催場所 滋賀県大津合同庁舎7階 7-A会議室
3. 出席者
流域治水推進審議会委員
多々納委員(会長)、赤木委員、上田委員、植平委員、大村委員、菊池委員、北井委員、
小浦委員、谷永委員、林委員、山下委員、吉岡委員
事務局
土木交通部流域政策局流域治水政策室、河川・港湾室、水源地域対策室

4. 内 容

- ・流域治水推進審議会について
- ・流域治水推進審議会の会長選出について

【議事】

- (1) 浸水警戒区域の指定に向けた取り組みについて
- (2) その他

流域治水の推進に関する今後の技術的課題と対応策

<配布資料>

資料0 議事次第

資料① 滋賀県流域治水推進審議会に係る条例および施行規則(抜粋)

資料② 滋賀県流域治水推進審議会委員名簿

資料③ 滋賀県流域治水の推進に関する条例について

条例パンフレット、滋賀県流域治水基本方針 (p18 家屋水没図)

資料④ 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況説明書

資料⑤ 水害に強い地域づくりについて

資料⑥-1 地先の安全度マップの高度化について

資料⑥-2 流体力の評価について

5. 概 要

- ・流域治水推進審議会について

滋賀県流域治水の推進に関する条例および同条例施行規則に定められた審議会に関する内容について、事務局より説明。

- ・流域治水推進審議会の会長選出について

条例施行規則第23条第1項の規定に従い、審議会委員の互選により、審議会の会

長を選任。

その結果、会長に多々納委員が選出されました。以降、条例施行規則第24条第2項の規定に基づき、多々納会長が議長として議事を進行されました。

また、条例施行規則第23条第3項の規定では、会長の代理をあらかじめ指名することとなっており、会長より中川委員が指名され、了承されました。

(1) 浸水警戒区域の指定に向けた取り組みについて

○事務局

資料③、④、⑤により「流域治水条例の概要」および「流域治水政策の実施状況」、「水害に強い地域づくり」について事務局より説明。

○会長

事務局より説明されましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員

H31までに重点地区(50地区)の取り組みを進めるとは、どの様なことですか。

○事務局

50地区において、取り組みを着手し進めることを目標としています。平成27年度から毎年10地区に着手する予定で、1地区2年間の取り組みを想定しています。

○委員

審議会は、どの様な内容をどの様なタイミングで開催されるのですか。

○事務局

流域治水施策の実施状況につきましては、毎年この時期(10月ごろ)に報告をさせて頂きたいと考えています。

また、浸水警戒区域の指定に係る審議については、地区ごとの進捗にあわせ審議会に諮る予定ですが、出来る範囲でまとめてお諮りする予定で考えております。

○委員

審議会に区域指定の提案がされる際には、地元の合意形成が既に図られているのですか。

○事務局

各地区の住民WGでは、市町の参画を得て、“そなえる”対策と“とどめる”対策の検討をしていただき、地域で合意形成を図られてから審議会に諮ることとなります。

○委員

ここが危ないと示すと不動産価値が下がるとの懸念をもった反対者の声はあるのですか。

○事務局

懸念の声はありますが、これまでに区域指定した事例が無いため、本当に下がるかどうかは判りません。

○委員

米原市村居田地区と甲賀市黄瀬地区では、主にどの様な方が取り組みに参画されていますか。

○事務局

村居田地区は、自治会長経験者や評議員からなる方で構成する水害に強い地域づくり委員会を設置され、主に取り組みを進めています。

黄瀬地区では、ワークショップや現地調査(まち歩き)などでは、自治会より広く住民に呼びかけ頂き、多くの方に参加して頂きながら取り組みを進めています。

○委員

審議会の機能と権限は、どの様なものですか。

○事務局

審議会の機能としては、(1)浸水警戒区域の指定についての調査審議、(2)諮問に応じ流域治水の推進に関する事項を調査審議、(3)流域治水の推進に関して知事に意見を述べること。資料①の所掌事務(1)に記載しているとおり条例や施行規則にて定まっています。

また、審議会の権限としては、所掌事務の(3)流域治水の推進に関して知事に意見を述べることに基づき、知事に意見を述べるとあり、それが権限となるものと考えております。

○委員

資料⑤ p 3 の浸水警戒区域指定の流れでは、水害に強い地域づくり計画の作成の後、区域指定との流れとなっている。流域治水基本方針を議論していた時にも話題となったこと、また広島県の土砂災害で国が出した反省点もふまえ、区域指定を先に行い、その後で水害に強い地域づくり計画を作り支援策で対応していく流れに変えるべきである。そう考えるが、委員の皆さんはどの様に思われますか。

また、条例制定以前から【避難計画】に関して「水害に強い地域づくり計画」を進めてきた。条例制定後は【区域指定】に関することも含め「水害に強い地域づくり計画」となっており、混同し、違いが判らないとの課題があります。

さらに、区域指定を審議会に諮るときに地域で合意形成が図られたあとでは、審議会での審議が難しいです。

○委員

学識者部会では、対策が図られ安全な住まい方になった地域は、区域指定の解除が出来るとの方向性の議論もありました。

○委員

基本方針検討のための学識者部会では、区域指定を県が先に行うことには相当の覚悟があると話をしていました。一方、条例に基づく事務局が説明した進め方では、区域の指定は地域の合意形成を行い進めていく過程となっています。

私も、住民に聞いて区域を決めるのではなく、まずは行政から区域案を示すことが必要と考えます。

○事務局

資料⑤p29 右に記載しているとおり、既に公表しています家屋水没図を踏まえた区域（たたき案）を取り組みの2年目の早い段階で住民の方に示し進めて取り組みを進めています。

○委員

重点地区の50地区は、どの様に設定されたのですか。

○事務局

50地区については、地先の安全度をふまえ、想定浸水深が3m以上あり人家のある地域または開発見込みがある地域かを職員が現地確認を行ったうえで選定したものであり、概査であることから圏域毎に見直しを行うこととしています。

○委員

浸水警戒区域指定の流れは、議会の審議のなかで資料⑤p3の流れになったため、これを前提にせざるをえないと考えます。

シミュレーション結果にて区域指定を先にしていくことは現実的には難しいので、県が現在取り組んでいる現地の測量などを実施しながら進めることが現実的と考えます。一方で時間がかかることが課題でありスピードアップが必要と思います。

○事務局

地域の合意形成には、時間がかかるが、2年目の早い段階で浸水警戒区域の敲案を示し、効率的に進めていくこととしています。

○委員

モデル地区における浸水警戒区域の指定を早期に行うこと、その指定によって効果等を実感してもらう、見て貰うことが必要と考えます。

また、地先の安全度マップや想定浸水深をもう少しうまく活用していく必要がある。地域の人に意味するところを理解していただくことが必要であり、特に、水害リスクが高い地域で必要と感じます。

事前に情報を提示しておけば、自主的に嵩上げをしている事例もあることが現地を見せて貰ってわかりました。

また、地区での取り組みを進めていくのと併行して、広く情報を提示して自主的に対応して頂くようにしていくことも有効であると考えます。

さらに、区域指定の候補地区には、2つのパターンがあると考えます。1つは、これまでも何度も水害にあって、すでに水害リスクに対応した地域です。そのような地区には、制度的に「裏打ち」をして、これまでの営み（対応）を継続して頂けるようにしていくことが必要であると思います。

もう1つは、新しい住宅地。この地区で、いきなりの区域指定をするのは困難と思

われます。まずは、リスクを共有する取り組みが必要であり、地域への働きかけ等手間がかかるのではないかと思います。

それぞれの地区の合意形成は、どの様にとるのかは、地区によって異なるものと考えますし、全員合意を目指さない方が良いと思っています。

○委員

県と立命館大学にて水害履歴調査を実施しています。調査をした地区では、その調査が有効にあると感じています。

その中でも、地域文化を学ぶことが大切です。しかし、文化と水害は、必ずしも一致しないところもあります。制度にあわないことや水害があっても文化を守る必要があることなど総合的に捉えてみていく必要があると感じています。

文化の観点からは、「公園の嵩上げ」は相応しくない面もあると思います。

○委員

重点地区50地区は、どの様に設定したのか。東近江市でも2地区あるが、他にも災害を受けた危険な地域がありそうに思いますが。

○事務局

東近江市では、1/200で想定浸水深が3m以上となる地区を抽出し、2地区となっています。干拓地内の地区も50地区に入っています。

愛知川沿いの集落では、流体力がやや大きいと思われる地区もあるが、浸水深は低いため、東近江市では2地区になっています。

○委員

重点地区に選ばれると不安に思う方もいるし、そのリスクに対応して嵩上げなどが出来る方もいれば、経済的に出来ない人もいるので、その辺を心配します。

○委員

3mの浸水を区域指定の基準としているが、子供さんなどは、2mや1mでも危険であり、そのことも考える必要があると思います。

○委員

3mの浸水を区域指定の基準とするとの発言は、自動的に区域指定が決まるということへの懸念でしょうか

○委員

浸水警戒区域は、何とか人命被害が生じない空間などを設けていこうとするものですが、この審議会で、何を審議するかということが議論であると思います。

私は、1つは、我々委員のそれぞれの専門的知見から、審議をするということと、もう1つは、地区指定のプロセスをチェックすること。この2つではないかと考えています。

○委員

区域指定が遅れると、大勢の方が亡くなることにもなりかねない。そういうことに

ならないように、取り組みをどの様に早く進めていくのか、また、浸水リスクに対応した行政指導・許可の手続きで、どの様にしていくのかをきっちりと決めていかないといけないと思います。

○委員

地先の安全度マップは、ある条件を設定し示したもので区域指定への取り組みを進めているが、地先の安全度マップは5年毎に見直しをするとすると、そこで前提が変わっていくこととなります。

河川整備などで、地形が変わるなど、こういう変化も踏まえて、区域指定を考えていく必要があると思います。

区域指定は、命の問題であり、危険の意味を、我々もしっかりと理解、共有する必要があると感じています。

審議会では、安易に200年、3m、命だけで議論してはいけないと思っています。

○委員

財産価値の話では、昔から災害の発生しているところは、固定資産税でも反映されていることから、区域指定により地価が下がることは無いと思われます。

一方、新しく開発された場所の販売価格は、造成などの費用から積み上げ計算して土地の価格を決めているので、その土地のリスクを知らない方は、知らずに購入されることも有ると思います。

○委員

新規開発などは、特に指定をすべきと思われるということでしょうか。

○委員

新規だけに限らず、既存でも指定すべき地域があれば指定の必要はあると思います。審議会では、どの様な議論をすべきなのかと思っていました。

他の審議会でも、一定議論され決まったもの諮られるので、審議会で述べた意見に対して、手続を遡って反映させることは難しいところがあると思います。

○委員

地先の安全度マップ等の水害リスクに関する情報は、すでに公表されています。こういったリスク情報をどのように不動産鑑定に反映していくのが大切と考えています。

○委員

不動産鑑定も、年々、評価に反映させるべき要因は増えているので、今後の水害リスクについても考えていかなければならないと思っています。

○委員

地先の安全度マップが出来たとき、真っ先にどこが危ないのかを見ました。日頃からリスクを知っておくことが大切であると思っています。

また、指定解除の概念を考えていくことも必要と思っています。

○委員

手続きの面で考えると、地域合意形成が図られたとする基準を明確にしておく必要があると思われます。地区によって、バラバラではいけないと考えます。

○委員

建築の中では、敷地内の排水の仕方は個別に検討しています。気になっているのは、新しい開発造成地では、リスクに対応して嵩上げなどされますが、そうすると、周辺の地域に影響がないのか、そういう所の影響をチェックしていく必要があると考えています。

○委員

区域指定に関して、審議会はどの段階で議論をすることとなるのですか。

○事務局

資料⑤p29のとおり、知事が区域を指定する前に審議会に諮ることとしております。なお、各地区のプロセス（取り組み状況）についても、先程のご意見もありましたので、審議会に報告をしていくことを検討します。

○委員

平成26年の広島土砂災害では、土砂法に基づく区域指定が遅れたことで多数の死者がでました。こういったことがないように浸水警戒区域の指定を早急に行うべきと考えます。

また、区域指定と並行して、開発許可等での対応も行うべきと考えます。さらに、区域指定外でも情報共有するべきであるかもしれないと思っています。

○委員

是非、重点地区の状況を見ていただく現地見学を提案したい。地域特性、取り組み具合等を委員で共有することが重要と考えます。

○委員

現地見学は、年度内に是非とも開催して頂きたい。

○事務局

開催できるように検討します。

○委員

建築確認前における条例の審査は、どの様なものですか。

○事務局

想定される水位は各地点で設定しますので、その水位と建築物の2階の床面を比べ、2階の床面が浸水しないかなどをチェックするものです。

○委員

既存住宅への対応は求めるのですか。

○事務局

2階の床面が浸水しないかなどをチェックは、区域内の新築および改築時に求める

ものです。一部屋以上が条件を満たすことを規定しています。

○委員

開発許可手続きや都市計画の区域区分の規定を作ったのではなかったですか。

○事務局

10年確率雨量で50cm以上の浸水リスクのある区域は、新たに市街化区域に編入しないことを条例には規定しています。

開発許可手続きにおいては、審査の規定はありませんが、リスクに応じた指導をしています。

(2) その他（流域治水の推進に関する今後の技術的課題と対応策）

○事務局

資料⑥-1、⑥-2により「地先の安全度マップの高度化」および「流体力の評価」について事務局より説明。

○会長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員

※ 特に無し。

○会長

それでは委員みなさまの協力により全ての議事が終了しました。

6. 閉 会